

2017年3月9日
全国港湾16発第93号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



公文第88号(3月1日付)に基づく実力行使の延期について

3月9日(木)に開催した第3回中央港湾団交は、第2回団交(23日)の不誠実な回答に対して、3月12日の24時間ストを表明し、3月1日に正式にスト通告を行ったことを背景に開催した。労使それぞれ休憩をはさんで長時間の交渉となったが、産別最賃について、11月10日付協定を各地、各単組で3月24日までに追認作業を行うことを確認し、12日の24時間ストは一旦延期することとした。

については、各単組・地区港湾は、中央闘争委員会確認に基づき、下記の取り組みを進められたい。

記

1. 3月12日(日)の24時間スト延期の指示

- (1) 公文第88号に基づく実力行使(3月12日(日)24時間)の指示について、3月9日(木)17時05分をもって延期する。各単組・地区港湾は、スト延期について内部周知を徹底されたい。
- (2) 16年11月10日付協定の追認作業を単組、各地区で3月24日までに行うこと。それまでに追認作業が実施されない場合は、25日以降に実力行使を準備するので、各単組・地区港湾は、その準備を整えること。
なお、11月10日付協定の追認作業に関する指示は別途行う。

以上